

基調講演「焼け野になる前に—現在の状況を歴史家はどう見ているのか」

加藤陽子(東京大学文学部)

1、はじめに

(1) タイトルの含意

- ①「焼け野になる前に」とは～「自棄になる前に」ではなく。吉見義明『焼跡からのデモクラシー』上・下(岩波現代全書、2014年)ノリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー『新版 荒れ野の40年』(岩波ブックレット、2009年)
- ②「狼少年」方式を採った理由～2013年の特定秘密保護法審理過程。防衛省の防衛秘密、公文書管理法の適用外

(2) さらに知りたい方は

- ①『科学・技術』研究を育む政治文化とは何か」大阪歴史科学協議会『歴史科学』248号(2022年1月)2-17頁
- ②『この国のかたちを見つめ直す』(毎日新聞出版、2021年)
- ③岩波新書『学問と政治』第2章「現代日本と軍事研究—日本学会会議で何が議論されたのか」

2、歴史学(歴史家)の手法

(1) 「事実を研究するより前に、歴史家を研究」せよ、E・H・カー、近藤和彦訳『新版 歴史とは何か』(岩波書店、2022年)

(2) 歴史とは

- ①「歴」～軍功を重ねること、権力=暴力の象徴など。「史」～祭事=政事を記録するものを指す
参照、佐藤卓己『ヒューマニティーズ 歴史学』(岩波書店、2009年)
- ②「歴史(history)」～(i)出来事や現象についての語り、表現、研究。(ii)過去の事象及びその関連
- ③夏目漱石～「歴史は過去を振り返つた時始めて生まれるものである。悲しいかな今の吾等は刻々に押し流されて、瞬時も(中略)吾等が歩いて来た道を顧みる暇を有たない。吾等の過去は存在せざる過去の如くに、未来の為に蹂躪せられつゝある。吾等は歴史を有せざる成り上りものゝ如くに、たゞ前へ前へと押されて行く」。過去は「未来の為に蹂躪」されている、参照、『定本 漱石全集』第16巻(岩波書店、2019年)364頁

(3) 「変化」と「作者の意図」に着目する

- ①R・G・コリングウッド、小松茂夫・三浦修共訳『歴史の観念』(紀伊國屋書店、2002年)
- ②歴史家の仕事とは「歴史の闇に埋没した作者の問いを発掘すること」
- ③「忖度」のジレンマを脱却することが可能

(4) 「問い」を立てることの大事さ

3、何故、2020年だったのか

(1) 科学技術基本法→科学技術・イノベーション基本法へ

- ①第六期科学技術・イノベーション基本計画、2021年春から開始予定
- ②旧法が振興対象から外していた人文・社会科学を対象とする

(2) 参考となる論考

- ①広渡清吾「日本学会会議と政府の科学技術行政」『Web 日本評論』(2021年9月3日付)

②鈴木淳『科学技術政策』（日本史ブックレット、山川出版社、2010年）

～科学技術政策とは、広範な国家的課題の解決を目標として策定

(3) 国家的課題としての科学技術政策の立案期

①「科学技術」という用語～1940（昭和15）年

②学術研究会（学研）に、文系の3つの部が入ったのは1943年

③「ことば」の動員～奥泉光・加藤陽子『この国の戦争』（河出新書、2022年）15～16頁

奥泉～日本の戦時には「度を越えた非合理性」があった。「文学の言葉というものは、それ自体が人を動かす力を持っている。政治や宗教や法律だって言葉が人を動かすのだけれども、言葉の外に力の根拠、裏付けがある。最終的には言葉ではないものが、たとえば暴力が言葉の力を支える。対して、文学は言葉それ自体が人を動かす力をもつ」

4、真の争点

(1) 美濃部達吉の天皇機関説事件（1935年2月～）の場合

①批判者の側～機関説という字句が不敬だなどとした雑駁な批判ではない。開戦を告げる詔書に国民は反対しうるか否かという、耳目を引く究極の問い方で批判の火蓋は切って落とされる

②美濃部は立憲政治を「民衆的政治であり、責任政治であり、法治政治」と捉える。

対して、機関説排撃者の議論「国体を理由とする君権説の主張は、其の結果に於いては、常に官僚的専制政治の主張に帰する」。軍官僚的専制政治を選ぶのか、民衆・責任・法治政治を選ぶのか、が争点

(2) 科学・技術政策の場合

①日本学術会議の勧告 2010年8月25日「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」～「科学・技術振興基本計画」の策定に当たっては、あらかじめ、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法第2条）である日本学術会議の意見を聴くものとする、と要求

②内閣府の総合科学技術・イノベーション会議（CISTI）～科学技術政策を策定して予算措置につなげる権限

③下村博文政調会長の発言（『毎日新聞』2020年11月10日付インタビュー）～「日本学術会議はマスタープランの中で、4000億円の予算を事実上決めている」

(3) 日本学術会議 幹事会声明 2017年3月「軍事的安全保障研究に関する声明」

①議論の土台を分けたもの～憲法9条の議論にするか憲法23条の議論にするか

②検討委員会 委員長 杉田敦

5、若干の展望

(1) 小林信一（専門は科学技術政策）の提言『科学』（岩波書店）で「科学技術・イノベーション政策のために」科学技術の常設検証機関を国会内に

①「内閣府の活動のうち内閣の補助や省庁間の総合調整等、一般の省より一段高いレベルから行う業務」は対象外

②CISTI決定の「大型研究開発プロジェクト」事業も検証の対象外

(2) 小林傳司（専門はトランス・サイエンス）の提言

①トランス・サイエンス

②軍事的安全保障研究に科学者が携わるべきか、携わるべきだとすればどこまで許されるかという問題

③大学というものが果たしてきた歴史～時代の要請に従って学部新設されてきた